

China Tax Monthly (KPMG中国税務月報)

2021 年 3 月

海南自由貿易港の15%個人所得税優遇政策の実施

背景

「海南自由貿易港建設総合計画」を実行するため、2020 年に中国財務省と税務総局は共同で財税〔2020〕32 号（以下「32 号文」）及び琼府〔2020〕41 号（以下「41 号文」）も公布した。32 号文では「海南自由貿易港で働くハイエンド人材及び不足人材に対し、個人所得税の実際税負担額で 15%を超える部分が免除される」個人所得税優遇税制を導入し、ハイエンド人材及び不足人材を海南自由貿易港で働くよう呼び込み、海南自由貿易港の建設に人材面での保証を提供する事を目的としている。

前述の優遇税制を有効的に実施するために、32 号文および 41 号文に基づき、海南省財務局、中国税務総局海南省税務局などの海南省四部門は 2020 年 12 月 15 日に共同で琼財税〔2020〕1019 号文（以下「1019 号文」）を発行した。1019 号文では、海南の個人所得税優遇政策を享受する方法、免税額の計算方法、徴収管理の流れを明確化にし、優遇を享受する範囲、申請フロー、徴収管理の要求を詳細化し、海南自由貿易港で働くハイエンド人材及び不足人材にスピーディーに高効率なサービスを提供し、積極的に税務上の優遇政策を提供する。

キーポイント

海南に由来する所得

ハイエンド人材及び不足人材の海南に由来する総合所得（給与・賃金、労働報酬、原稿料、ロイヤリティの 4 つの項目を含む）、経営所得、及び海南省から認定された人材手当性収入を指し、対応する税は海南で徴収する。

免税額の計算方法

給与、賃金所得に関して居住者（中国人）と非居住者個人（外国人）に関する免税額の計算方法を明確化した。

➤ 居住者総合所得の免税額の計算

免税額=

$$(\text{総合所得課税額} - \text{総合所得課税所得} \times 15\%) \times \text{海南での総合所得収入額} \\ \div \text{総合所得収入額}$$

➤ 非居住者個人所得の免税額の計算

非居住者給与・賃金所得の免税額=

$$(\text{給与・賃金所得課税額} - \text{給与・賃金所得の課税所得額} \times 15\%) \\ \times \text{海南での給与・賃金所得収入額} \div \text{給与・賃金所得収入額}$$

ハイエンド人材及び不足人材の確認

各政府部門間の情報共有と連携協力を通じ、下記のフローに基づき、資格に適合するハイエンド人材及び不足人材を自動的に認定し、企業と個人の負担を軽減する。

認定フロー	責任部門	作業期間	具体的な職責
ステップ 1	省委委員会人材発展局	適用年度 12 月末まで	ハイエンド人材及び不足人材の提案リストを作成し、省税務局、省社保局、省発改委に送付
ステップ 2	省税務局	翌年の 1 月 末まで	収入基準を確認
	省社保局		海南での社会保険金徴収状況を確認し、要件を満たしていない人員を明記

	省発改委		海南の「信用共有」のプラットフォームで信用状況を確認し、信用失墜者を明記
	省税務局、省社保局、省発改委		確認した情報を省委委員会人材発展局にフィードバック
ステップ 3	省委委員会人材発展局	翌年の 2 月 15 日まで	省税務局に最終リストを提供
ステップ 4	省委委員会人材発展局、省税務局	最終リスト確定後	資格に適合する人材に通知し、オンラインおよびオフライン上の人材照会サービスを提供

コンプライアンス、監督管理への要求

- ハイエンド人材及び不足人材は、海南で実質的に運営している企業または単位と契約した 1 年以上の労働契約書、または雇用契約などの労使関係証明書資料を 5 年間保存する必要がある。
- 省の人材管理、社会保障、税務等部門は、事中及び事後の監督管理を強化し、ハイエンド人材及び不足人材の個人所得税優遇の享受状況について共同でサンプリング検査を実施する必要がある。

KPMG の所見

免税額の計算、人材認定等の重点関心事項を明確化

32 号文と 41 号文の公布以来、実際税負担額 15%超過部分の免除優遇の計算方法と、ハイエンド人材及び不足人材の認定方法が各関係者の重点関心事項となっている。今回公布された 1019 号文では、前述の政策の詳細な補足文書として、以下の通り回答している。

- ✓ ☐ 「海南に由来する所得」の総合所得（給与・賃金、労働報酬、原稿料、ロイヤリティ）、経営所得及び海南省から認定された人材補助金所得の範囲を定義
- ✓ ☐ 5 つの公式を提供し、居住者と非居住者が異なる収入を取得する場合の控除税額の計算方法を詳述
- ✓ ☐ ハイエンド人材及び不足人材の確認フロー、および省委委員会人材発展局、省税務局および他部門の主な責任を整理
- ✓ ☐ 優遇税還付の申請時期を明確化

総合所得：翌年 3 月 1 日～6 月 30 日。経営所得：翌年 1 月 1 日～3 月 31 日

- ✓ ☐ コンプライアンス再申請、監督管理要求、労働関連証明材料は少なくとも 5 年間保存する必要がある、各部門が状況に応じて共同でサンプリング検査を実施する

高効率化実現の為、関連政府部門が「ワンストップ」サービスを推進

- 省委委員会人材発展局が作成し、各部門に送付した人材リスト（ステップ 1）に対し、省税務局は収入状況を確認する。省社保局は社会保険徴収状況を確認して不合格者を明記する。省発改委は信用状況を確認後に信用失墜者を明記する。上記 3 部門は、意見をまとめた後、省委委員会人材発展局にフィードバックする（以上、ステップ 2）。省委委員会人材発展局は省税務局へ最終的な人材リストを提供し（ステップ 3）、両部門でリストを確定後、「海南自由貿易港のハイエンド人材及び不足人材への通知書」または「ショートメッセージ」によって資格に適合する人材へ通知する（ステップ 4）。全過程において、個人は別途資料を準備して申請する必要はない。
- 人材認定の結果に疑問や異議があれば、個人も年度確定申告中に、省レベルの人材サービス「ワンストップ」のプラットフォームまたは人材サービス窓口のオンライン及びオフラインで関連資料を提出し、人材資格を確認。それにより紛争解決ルートはスムーズとなる。
- 省税務局は省委委員会人材発展局によって送付された資格人材リストに基づき、システムの中で「ハイエンド人材リスト」の管理を行い、資格適合者に免税試算と予算記入サービスを提供し、納税者は確定申告において個人所得税優遇政策を享受できる。

確定待ち事項

- 現在 1019 号文では納税者が確定申告すれば、実際税負担額 15%超過部分を免除できると明確にしている一方、確定申告を行う必要のない非居住者個人がどのように申請するのか、どのように還付手続きを行うのか明確にしていない。
- 具体的にどのように年度確定申告すれば実際税負担額 15%超過部分免除の所得税優遇を享受出来るのか明確にされていない。例えば、個人が月度に不足額を申告した場合、先に「課税額に基づき追納し、その後 15%超過部分の免税還付を申請する」必要があるのか等。
- 確定申告を行う必要のない給与の特別所得項目（ストックオプション所得、年一回制賞与など）は実際税負担額 15%超過部分の免除をどのように享受するかはまだ明確にしてはならず、個人税 APP が自動的に還付計算を完成するのか、それともオフラインで補足申請をする必要があるのか等の問題は確認が必要。

- 現在 1019 号文では既に優遇政策享受に係る手続き時間を明確化しているが、予想還付税額が銀行に振り込まれる時期、払戻しをする銀行にどのような要求があるのか、及び雇主が税を負担する状況で、還付された税が企業の口座に振り込まれるのか、それとも個人の口座に振り込まれるのか等はまだ明確化されていない。
- 海南の会社に派遣されて海外で働いているが、海南に返還して海外所得税の申告をしなければならない人員に対しては、実際税負担額 15%超過部分の免除の所得税優遇が適用されるかどうかはまだ検討されていない。

KPMG の提案

- 海南自由貿易区の一連の税務優遇政策は規模が大きく、幅広く注目を集めた。1019 号文は海南自由貿易港の実際税負担額 15%超過部分免除の個人所得税優遇政策の実行をサポートしており、企業が全体税務状況を改善し、十分に海南現地の税收政策を享受されるように、人材アレンジメントに関する政策の活用を提案する。

(MUFG BK 中国月報 2021 年 3 月号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel : +86-755-2547-1198

E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com